

**重点番号3：介護保険制度における住所地特例の適用対象の拡大
(茨城県)**

茨城県資料

H27.7.10(金)

【確認事項①】

ご提案が実現した場合に住所地特例が適用されることとなる高齢者(障害者支援施設や救護施設等の介護保険適用除外施設を退所し、引き続き別の市町村の介護保険施設に入所した高齢者)の推移。

【確認事項②】

適用除外施設の所在市町村による、上記①の高齢者のための財政負担の推移。

【回答】

○救護施設 (4施設, 定員 340人 44市町村中4市に所在) (推計)

年度	H24年度	H25年度	H26年度
入所者数	357人	351人	354人
退所者数	56人	43人	49人
他市町村出身者数(推計)	約48人	約37人	約42人
うち介護施設入所者数(推計)	約19人	約15人	約17人
年間給付額/人	3,189千円	3,174千円	3,181千円
年間給付額(推計)	60,591千円	47,610千円	54,077千円

※年間給付額は各年2月の特養等介護保険施設の月額給付額×12月

※退所後の行き先(施設聞き取り)

介護施設入所約4割, 死亡者約2割, その他長期入院, グループホーム(障害), 地域復帰等

○障害者支援施設 (75施設, 定員 3,708人 44市町村中29市町村に所在) (推計)

年度	H24年度	H25年度	H26年度
入所者数	3,490人	3,470人	3,473人
退所後介護施設入所者数(推計)	約35人	約35人	約35人
年間給付額/人	3,189千円	3,174千円	3,181千円
年間給付額(推計)	111,615千円	111,090千円	111,335千円

※年間給付額は各年2月の特養等介護保険施設の月額給付額×12月

※退所後の介護施設入所者数は市町村聞き取りをもとに障害者支援施設入所者の1%と推計

【確認事項③】

現在、適用除外施設の所在市町村の負担を考慮して市町村間の協議を実施しているとのことだが、このような協議を行う根拠は何か(〇〇法第〇条など)。また、実際にどのような協議を行っているか(協議の実例をお示しください)。ご提案が実現された場合、どのように変わるのか。

【回答】

- 根拠：厚生労働省の見解
- 実例：適用除外施設から要介護認定申請の打診があった時点で、出身市町村の福祉事務所等に電話連絡し、施設に入った経緯や親族の状況等により、どちらの市町村が保険者となるかを協議する。
- 効果：適用除外施設は地域に偏在しており、入所者の多くが他市町村出身者(救護施設で約9割, 障害者支援施設約5割※聞き取りによる推計)となっている。このため、実質的他市町村民に対するサービス負担(財政負担, 認定等事務負担)が発生している。
市町村担当者は、救護施設等が住所地特例対象となっていないことに強い違和感を感じており、現場の実態にあった改正がなされれば、財政負担軽減はもとより、担当職員の事務負担軽減にもつながる。

【確認事項④】

平成 26 年 10 月に茨城県救護施設協議会から知事あてに要望が出されているとのことだが、どのような要望が出ており、施設にどのような不都合が生じているのか。

【回答】

○要望事項：別紙のとおり。

○生じている不都合：

- 1 市町村間の協議に時間を要することから、本来、介護施設に入所すべき重度の要介護者が留まることになり、施設の負担が増している。

(事例)：東京都品川区が生活保護措置する者が県内の救護施設に入所していたが、その後、重度の要介護状態となったため、入所できる介護施設を探すと共に、市町村間の協議を行った。本人に親族はなく、救護施設入所と同時に都内のアパートも引き払っており、救護施設以外に生活の実態がないため、施設所在市町村が保険者となり救護施設を運営する同系列の特別養護老人ホームに入所することとなった。保険者市町村の財政的負担等を考えると速やかな事務処理を促しづらい。

- 2 退所すべき者が引き続き入所していることで、慢性的な満床状態となり、社会復帰に向けた居宅生活訓練事業等に取り組むことが出来ない。

平成27年度県社会福祉に関する要望書

本県の社会福祉の充実・発展につきましては、日頃から格別のご高配を賜り深く感謝申し上げます。

近年、少子高齢化の進行やライフスタイルの多様化等により、福祉・介護ニーズは増大、かつ多様化しています。また、景気が上向きに転じている一方で福祉職場における人材不足は深刻さを増し、福祉を取り巻く状況は厳しいものとなっております。さらに、社会福祉法人につきましては、制度改革についての検討が行われ、大きな見直しが求められているところです。

このような中、平成27年度からは介護保険法の改正や、生活困窮者自立支援法、茨城県条例の「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例」が施行されることとなり、県民の社会福祉に対する関心と期待はより一層高まっています。

私ども、社会福祉関係団体は、地域に密着した福祉サービスの充実、強化等に努めているところでありますが、山積する福祉課題を解決するためには、公私が一体となって総合的に取り組む必要があります。

そこで、下記事項を基本方針として、本要望書を作成いたしました。

つきましては、これらの事項の実現に向けて、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 福祉・介護人材確保等の推進
- 2 地域福祉の推進
- 3 利用者本位のサービス提供の実現
- 4 保育・児童・母子寡婦福祉施策の充実・強化
- 5 障害者福祉施策の充実・強化
- 6 高齢者福祉施策の充実・強化
- 7 社会福祉施設の整備及び運営改善

平成26年10月1日

茨城県知事 橋本 昌 様

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会
会長 関 正夫

一般社団法人 茨城県心身障害者福祉協会
会長 住田 福祉

茨城県老人福祉施設協議会
会長 古谷 博

茨城県保育協議会
会長 清水 敏孝

茨城県民間保育協議会
会長 山崎 進

茨城県救護施設協議会
会長 成井 正

茨城県児童福祉施設長会
会長 川崎 輝夫

茨城県社会福祉施設経営者協議会
会長 上方 仁

公益財団法人 茨城県老人クラブ連合会
会長 山口 篤二

社会福祉法人 茨城県母子寡婦福祉連合会
会長 豊島 美智子

5	茨城県救護施設協議会	13
	【政策要望】	
	(1) 介護保険制度 住所特例の取り扱いについて (新規要望)	
6	茨城県児童福祉施設長会	14
	【政策要望】	
	(1) 家庭支援専門相談員の定員数の配置増加について (継続要望)	
	【予算要望】	
	(2) 高校生の部活動に関する費用の補助について (継続要望)	
7	茨城県社会福祉施設経営者協議会	15
	【政策要望】	
	(1) 福祉人材センターのPR強化について (継続要望)	
	(2) 福祉人材の確保のための横断的な窓口の設置について (継続要望)	
8	公益財団法人 茨城県老人クラブ連合会	16
	【政策要望】	
	(1) 老人クラブ組織力を活用した社会貢献活動等に対する補助の制度化について (継続要望)	
	(2) 老人クラブ活動等事業費の確保について (継続要望)	
9	社会福祉法人 茨城県母子寡婦福祉連合会	17
	【政策要望】	
	(1) 子育て支援事業「学習支援事業」(継続要望)	
	(2) 母子家庭等の未熟子の養育費取得(支払い)についての法的規程の制定を(継続要望)	
	【予算要望】	
	(3) 県単事業である「親子すこやか(ふれあい)交流事業」の継続強化を(継続要望)	
10	茨城県肢体不自由児者父母の会連合会	18
	【政策要望】	
	(1) 介護者訓練による医療的ケアの拡充(新規要望)	
	【予算要望】	
	(2) 県南地域(つくば障害福祉圏)に医療的ケアのできる緊急ステイ施設等の整備・拡充(新規要望)	
11	茨城県手をつなぐ育成会	19
	【政策要望】	
	(1) 「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例」の周知徹底について(新規要望)	
	(2) 障害者福祉サービス等利用の促進方策について(新規要望)	

5 茨城県救護施設協議会

【策要望】

(1) 介護保険制度 住所特例の取り扱いについて (新規要望) 長寿福祉課

救護施設等の介護保険適用除外施設を退所し、引き続き介護保険施設に入所する場合、現行制度の取り扱いでは、適用除外施設の所在する市町村の被保険者となるため、保険給付は、適用除外施設所在市町村の負担となります。当該施設の市町村が、救護施設等の退所者について退所後の保険給付まで行うことは、費用負担の観点から、制度の公平性に欠けるものです。

一方で、介護保険適用の複数の施設に継続して入所する場合は、現在の施設の住所地の市町村ではなく元の居宅等のあった市町村が保険者となっています。(介護保険法第13条 住所地特例)

現在、適用除外施設住所地の市町村負担を考慮し、適用除外施設入所前の市町村と当該施設所在地の市町村間でどこが保険者になるのか調整によって対応していますが、抜本的な見直しを国に働きかけていただくようお願いします。